

市野川容孝・宇城輝人編

『社会的なもののために』

飲屋政談と蘊蓄披露

小泉義之

【1】「社会的なもの」の断片の散乱

本書は、全六回の基調報告・討論の記録である。その第一回から第五回は二〇〇九年に、第六回は二〇一一年七月に行なわれている。その参加者十二人の出席回数をあげておく。六回…市野川容孝、宇城輝人、宇野重規、前川真行。五回…小田川大典。四回…酒井隆史。三回…北垣徹。二回…斎藤光、中野耕太郎、道場親信、山森亮。一回…川越修。

本書の編者は、これに引き続いて、同様のテーマで論文集を刊行する計画のようである。本来は論文集の刊行を待ってから評価を加えるのが筋であるが、本書刊行の遅れ具合からしても、論文集刊行もいつのことになるかも知れず、何よりその頃に書評者の私自身がどうなっているかわからないので、現時点で書けることは書かせていただ

くことにする。

さて、本書の大半は、各人の専門分野における蘊蓄の披露である。その語り出しの一部を拾い出してみよう。なお、引用箇所が付した括弧内は、発言者名と本書頁数である。「連帯についての概念史をおさらいしておきましょう……」（宇城…一九）。「フランスにおける概念史を振り返ってみると……」（北垣…二〇）。「シュピオによれば……」（宇城…六七）。「きわめて粗略で単純化された形ではあるが、振り返ってみよう……」（宇野…二〇）。「イギリスを中心に考えてみました……」（小田川…二七八）。「今日われわれが考える社会的なもの、それはまずはフランスの文脈に近いのだと思います……」（前川…一九六）。「ヨーロッパの文脈では……」（前川…一九七）。「統治を含めた明確なパッケージを探ろうと思つたら……」（小田川…二〇四）。「思い起こしてみれば十七世紀において……」（前川…二九四）。「政治学的には……」（宇野…三五）<sup>1</sup>。これほどまでに蘊蓄を開陳する力のある、年齢的にも学者としては最も意気盛んな人びとなのであるから、かつてのベストセラーであった高島善哉・水田洋・平田清明『社会思想史概論』（岩波書店、一九六二年）を引き継ぐような教科書を書いていただくのがよいと思う。それは、たぶん論文集の刊行より、中高生・大学生にとって意義あることである。

蘆蓆開陳以外の大半は凡庸な時論・政論の類で占められている。ただし、発言者たちは、おおむね自己の発言が平凡であることを自覚しており、しかも、現在の情勢ではそんな平凡に強調線を引くことが社会的にも政治的にも重要であると考えているようである。だから、本書を平凡と指摘したところで、書評にも批評にもなりはしないが、その強調線の引き方も平凡なので、平凡×平凡＝凡庸と評しておく。

この点にまつわって、あらかじめ印象を二つほど記しておきたい。一つは、大学内外の知識人・テクノクラートの発言力が高まっているように見える現状にあつて、本書を読みながら感じたのは、「ある民族の発展において、学者が前面にしゃしゃり出ている時代を見るがよい。それは疲労の時代、しばしば黄昏の、没落の時代である」(二―チエ『道徳の系譜』)ということである。もう一つの印象は、既視感・既読感である。発言者たちの自覚以上に、本書の談論は既に何度となく言われてきたことである。しかも、既存の水準より低下している。発言者たちは狭い専門分野以外についての勉強が足りないのではないかと。

よくあることだが、本書の基本用語「社会的なるもの」の定義はなされていない(定義らしきものはあるにはあるが、論外である)。私自身は定義一般に大した意味を感じな

いので、そこは問題にしない。問題にしたいのは、その使われ方である。すこし気味がわるいのは、「僕はのれない」(宇野・三四三)といった何様のつもりなのか理解し難い眩しさはあるものの、全体として、「われわれが強調しようとしている社会的なもの」(宇野・三三二)の何たるかについて、特段の相互批判もないまま、コンセンサスが成り立っているかのような空気が醸し出されていることである。きつと、みんな仲良しなのだろう。

ところが、仔細に見ると、社会的なものについての断片的な言葉が散乱しているだけである。ある発言者によると、その具体例は「子ども手当や高校無償化」であるらしい(市野川・xiv)。また、ある発言者によると、新自由主義に回収されない社会的なものとは、「すでに存在する連帯」を「可視化」させて見通させるべきものらしい(北垣・五三三)。また、ある発言者によると、それは「理念」であり、どうやら「高負担高福祉というオプション」についての「コンセンサス」のことであるようだ(宇野・二〇八)(こういう単純で乱暴な発言はやめていただきたい)。また、ある発言者によると、社会的なもの「知」は「国民空間をつくる知」になると、社会的なもの「境界」を絶えず乗り越えることが必要であり(宇野・二二八)、その「正統

性」を供給するものは国民国家しかないらしく、それを乗り越えるものが「デモクラシー」であるようだ（小田川・二〇五）（この非政治性・非「社会性」にもちよつと驚かされる。たぶん社会は児童会や生徒会のように出来上がっているのだろう）。

本書がこうなる理由の一つは明らかであつて、福祉国家・福祉社会・社会福祉・社会事業・社会政策と区別されるような社会的なものを語りたいう欲求——それは端的に、福祉／社会系の学界・行政・運動と違うことを言いたいというポジショニングの欲求にすぎない——から出発しているからである。

## 【2】新自由主義／再分配／社会運動

既読感・既読感におそわれる言説——それは開陳競争を経てようやく到達される平凡な言説であるが——の例を一つだけたどつておく。編者に言わせるなら、「ネオリベリズムが社会的なものと案外複雑な関係を持つて」いるということは「もはや共有された視点」（宇城・一六一―一七）らしい（何をいませら！）。その「リベラルなもの」と社会的なものとの相互浸透（市野川・一四）に関して私は異論がないではないが、いまはすべて措く。どうしようもなく既読感・既読感におそわれるのは、そこから、昔の言い方でい

えば「物取り主義」、今の言い方でいえば「再分配」に対する批判が眩かれていく流れである。

新自由主義は、戦後西ドイツの社会的な国家の中心部に大きく流れ込んでおり、また、新自由主義であるかぎり、それは社会的なものをすでに自らの内部に織り込み済である。無論、新自由主義が実際に保障してきた（している）社会的なものの規模や程度については、異議を申し立てることができるだろう。しかし、そのような批判は、多いか、少ないかという量的論争であつて、原理をめぐる質的な論争ではない。（市野川・一〇）

「原理をめぐる質的な論争」？本書にそれは見られない。見られないだけでなく、感じ取れない。その一方で、「量的論争」たる再分配をめぐつて研究会後の飲屋での談論としか評しようのない発言（酒井・二八〇を受けて）がなされていく。

過剰労働力問題をどうやって解決したかという、田中角栄に象徴されるように、公共事業で解決したという側面があります。土木と建設である、つまりは土建と呼ばれる世界です。これはほとんどもう中上健次の世界です

よね。(前川…二八一)。

だから、何だと言いたいのか？今後、土建をどうしたい  
というのか？震災復興、再生可能エネルギーの土建を何  
と心得るのか？それが中上健次の世界であったとして  
(一)、さまざまな地区の土建をどうしようというのか？仮  
に田中角栄的なものを復権させるといふなら、どうして  
「社会民主主義政党があつたほうがいい」(宇野…二〇八)  
という寝ぼけた吹きが放置されているのか？

ところで、本書の再分配の用法で見べきなのは、それ  
がマイノリティや残余人への再分配に限定されることな  
く、新自由主義も再分配政策の一つであるという点も見  
越した「大人な」用法になっていることである。そこは本  
書の美徳ではあるのだが、ところが、「中央政府によるイ  
ンフラの整備」(小田川…三〇〇)が「再分配の問題」とさ  
れ(前川…三〇〇)、東北地方の一企業に対する支援が「再  
分配の問題」として語られていく。その一方、「生産拠点」  
が置かれている地域に対して「社会保障」を厚くするなど  
という方策が思いつきで語られてもいく(宇野…三二二)。<sup>2)</sup>  
ここからもうかがえるように、発言者の一部は、旧来の  
社会運動の歴史的役割に対して批判的な口調をもらしませ  
る。本書の表現では、ネオリベリズムと社会的なもの

結託、別の学界での表現では、第三の道、統治と自由の結  
託、行政と民間の連携、新しい公共、ソーシャル・ビジネ  
ス、等々、これらに対する本書の評価は、それこそ世代的  
な特徴があらわになっているところだが、何とも歯切れが  
わるい。批判を差し向けることが(プチ)転向声明に値す  
るかのごとく、おそろおそろ差し出されている<sup>3)</sup>。

例えば、「専門家支配に対する良質でもっともな批判  
が、同時に、新自由主義と軌を一にする可能性がある」  
(市野川…三七。二八も参照)と語られる。そのどが「良  
質」であつたのか、そのどが「軌を一にする」のか分  
析していただきたい。また、「ラディカルな福祉権運動や  
フェミニズム運動」の「主張のいくつかは、ネオリベラ  
リズムに篡奪されて、形を変えて利用もされていきます」  
(山森…一六)とのおうだが、どういふことであるのかき  
ちんと実証・分析していただき、だから何を言いたいのか  
を書いていただきたい。

他方で、社会運動に対する姿勢の反動であろうが、左翼  
に対するや居丈高になる。例えば、「左翼の人は、経済の  
論理はおのずからして悪いと考えがちで」(前川…三二三)  
あるらしいが、その「左翼の人」って誰のことかをきちんと  
と教えていただきたい。言うまでもないが、同時に、そ  
の「経済の論理」の内実を示してもらわなければ困る。例

えば、一方で新自由主義は「民主的統制なき独占」（小田川・市野川…三三六）とされ、他方で「反独占、脱独占」という新自由主義の論理」（市野川…三四〇）とされており、端的に矛盾しているので直していただきたい。その上で、民主的統制付きの独占を何と心得ているのか書いていただきたい。要するに、「経済の論理」——まさかそれは金融政策に還元されるものでも、経済政策原理主義（小泉純一郎内閣）に回収されるものもあるまい——をきちんと示していただきたい。

こういう言い方もしておく。狭い視野に入る限りでの社会運動や左翼にケチをつけてポジショニングするヒマがあるなら、もっと世間を見渡して、相手にとって不足のない「敵」や「権威」を相手にしていただきたい。いたるところにゴロゴロしているではないか。

### 【3】「集団的なもの」の行方

本書で多少は意味のあるところは、社会的なものや集団的なものの区別と関係に関わる論点であろう。発言を拾い出してみる。

雇用主と労働者の関係のような非対称的な関係は、むしろそうであるがゆえに相互に依存せざるをえない。北垣

さんも指摘したように、不平等を包摂の契機にするような思考ですね。社会連帯主義のいう連帯の客観的利益とは、そういうイメージを想起すればよい。（宇城…二二）

「労働」を……「雇用」へと変換することによって社会保障（社会的安定）の普遍化が可能になるという意味で、「雇用化」の動きは「福祉国家の論理の延長上にある……ごくおおざっぱに言えば社会保障の普遍化とは……サーヴィス労働をひとつの賃労働モデルに包摂していく過程のことだった。（宇城六一―六三）

普遍的な社会保障の枠組みもなければ個別的な集団もない。残念ながら日本では、普遍的な社会保障を整備するというのはなかなか難しいといわざるをえない。そうすると、企業にわかつて利益だけでなく生活保障や帰属も満足させてくれるものとして、中間集団をどこかに復活させるべきだという路線にいくか、いややはりそれはそれで問題が多いので違う可能性を考えるのか、そのあたりで見通しがつかないという状況にあると思う。（宇野…三二四）

発言者にその自覚はあると思うが、サーヴィス労働とは、概念的には奉仕・隷属・奴隷の労働である。産業資本主義以前の主要な労働形態である。非正規労働者、フリー

ター、アンダークラス、移民労働者などで指標されている労働形態である。発言者の一部はそこに普遍主義を及ぼすことは無理と見なしており、別の発言者は高負担高福祉をもって包摂を進めるべきと見なしている<sup>4</sup>。また、発言者の一部は、サーヴィス労働者層を新たな雇用形態に包摂しながら、家族―学校―企業という集団主義的なライフコースを建設していくという展望を抱いているが、発言者のほとんどはその展望に対し特段の共感的理解を示していない。その理由の一つは、当の発言者があまりに「おフランス」であり、フランスの歴史と現在に対してほとんど無批判であるからであり、結局のところ何も具体的に考えていないからである。実際、「僕は大学で労働組合をずっとやっていきます」(前川…二二二)と胸を張りながら(?)すこし問題を提起してはみるものの、労組という「部分集団」がいかなる「利害」を打ち出しているのか(打ち出すべきなのか)について何一つ語られず、「家族」についても(二〇二あたり)、「経団連」「農協」についても(三二九あたり)、NPO等々についても、要するに社会的なもののand/の集団的なものについて、既存の通念に対して各々が評論家ので勝手なコメントを打とうとするだけで本書は流れていくのである。社会的所有をめぐる発言も見ておく。

ある発言者は、ロベール・カステルに準拠して、社会的

所有のモデルは「保険の基金」「健康保険」であるとする(前川…三三二)。恐るべき単純化である。しかも、(社会)保険と健康保険の区別はないと思いきんでいる。ある発言者は、社会的所有の典型として「公共住宅」をあげ、「団地の解体は福祉国家の解体を意味します」(宇城…三三五)とまで噴き上げる。ある発言者は、「公共サーヴィス」を社会的なものに数え入れ―それ自体はお好きにどうぞ、としか言いようがない―、その典型として図書館をあげる(前川…三三五)。そして延々と公共図書館談義が続けられる(四二―四五)。これに関連して、「地元ニーズにこたえない書店の存続を住民が願う理由ってあるんでしょか」(小田川…五六)との率直な問いに対して、これまた談義が続けられる(五六―五七)。どうやら、メディア産業は公共的・社会的・集団的な批評の対象にすらならないらしい。「企業というのは私的な存在である」(宇城…三二四)として、企業を私的なものと見なしてまったく怪しんでいないのである。「おフランス」な集団的なもの、「おフランス」な経済民主主義は何処へ行ったのか。

あらためて私的所有には適さないもの、私企業だけの論理だけではやっていってダメなものがあるのではないか、ということが問いなおされつつあると思います。そ

れで、お聞きしたいのですが、私的所有ではまずい領域とは何か、社会的所有でなければならぬ領域があるとすればどこかという話をしていくときに、経済的価値とは異なる次元の価値をいかに提示すべきでしょうか。

(宇野・四九)

こんな寝ぼけた認識でいるから、社会的なものの領域としてあげられてくるのは、「暮らし」(酒井・四九)、「景観」(前川・五〇)、「医療」「介護」(宇野・五四)、「教育」「労働」「土地」「貨幣」「コミュニティ」(宇城・五四)となる。そして、現在の通念にしたがって、「異なる次元の価値」は道徳化させられ、一切が道徳的説教の相貌を帯びていくことになる。一点だけ、度し難い医療幻想に触れておきたい。

引用する気にはとてもなれないが、「患者様」をめぐる談論(三七―三八)にも、病気をめぐるタチの悪い冗談(笑)マークのある一〇七)にもうかがえるように、発言者たちは、現在の医療と保険に対して批判的な観点をまったく持ち合わせていない。批判としては、新自由主義的なものしかないと思いきいいるのだろう。しまいには、こうである。

「各人にはその必要に応じて」……賃労働社会でも、医

療などの社会的な保険でこの原理が部分的に作動しているし、生活保護や、もし実現すればベーシック・インカムも、この必要に応じた原理で動くのではないか。(市野川・九一。一一一参照)

現在の医療が「必要に応じて」と論証・実証していただきたい。疾病ごとに、治療法ごとにきちんと述べていただきたい。近年の各種の評価技術(そこにはアマルティア・セン由来のものも新自由主義由来のものも含まれる)に対して必要な対決を行なっていただきたい。なお、現在のニーズ概念そのものに対する批判は、すでに長きにわたって提出されていると言いついて添えておく。ともかく、発言者たちは、世界各地に見出されてきた、実費診療・自由診療・無料診療・差額診療、各種の健康保険組合(加入者数は千人単位で済む)、発展途上国における本質的必須の医療などのポジティブな経験について何も知らないのではないか。保険幻想などについても指摘したいことは多いが、社会的なものや集団的なものの区別と関係に関わる対決線に立ち返る。問題の所在は、こう語られている。

雇用という規範の貫徹とその規範の脆弱化の同時進行……雇用の欠如(non-employ)に対応するのに低雇用

(sous-emploi)の制度化をもってするより他ないという苦さ。労働社会は終焉するところではない。むしろ労働社会の内側で身動きがとれなくなっている。つまり、安定と連帯（社会保障）への入口としての雇用への要求はむしろ高まっている（雇用以外の装置は機能しなくなっている）のに、その雇用そのものが安定と連帯を掘り崩す別装置になっているのだ。（宇城・六四）

インテリ臭い表現である「苦さ」など、理解できないと言っておきたい。続けて、「賃労働」と「社会的なものの」の関係について指摘がなされていくが（宇城・六八―六九）、そこには混乱がある。当初は、「雇用化にもとづく社会保障は、近代以前の貧民救済につらなる生活保護とは異なる論理にもとづいて作動する」と正しく指摘されている。例えば、「失業保険（雇用保険）」と「生活保護」の二分である（宇城・九三）。ところが、両者の論理の違いが、生活保護のミーンズテストに還元されてしまう。そして、ステイグマなるものへのお決まりの批判が語られ、どうなるかというなら、ミーンズテストを外した生活保護が「生活の自由を保障する」ものとして理想化され（宇城・六九）、その論理が平等主義的民主主義（むしろ、平等主義的リベラリズム）であるとされ、社会的なものの典型とし

て持ち上げられ（ここで、道徳化が同時進行しながら）、あげくの果てに、その普遍性なるものが雇用を通じての保障にも及ぼされるべきであるとされていく。そのようにして、集団的なものの当初の独自の論理をかき消してしまふのである。これは今日の学界・思想界に蔓延する理路であるが、発言者の一部は、それに対して「おフランス」を盾にとって抗していたはずではないのか。他の発言者の道徳主義に対して「大人な」態度をとっていたのではないのか。「雇用をベースに社会的なものを規範化していくべきだ」という路線」（小田川・七六）を語ってもいいのではないのか。この論点は、本書に散在しているが（二六・八六・九一、一〇七、二二二など）、これ以上は追わない。ともかく、来たるべき論文集では、明快で堅実な主張を打ち出していただきたい。

本書は平凡で凡庸である。ところが、本書の類は、好意的に迎えられる。人畜無害だからである。だから、大学人がどのようにしておのれを無害化し、ひいては無毒化・無力化するのか、また、そのことを歓迎する層がどのようにしておのれを無力化するのかを探る上で、本書は有益な素材になるのである。



【註】

1 本書の蓋審開陳の文脈で多少の「自戒」が吐露されるのは、「ヨーロッパ目線の研究者の鈍感さ」（宇城・二五〇）に触れる一箇所だけである。なお、この機会に指摘しておきたいが、「全体的かつ個別的に」（三〇〇）、「全体的なもの」と個的なもの」などは、フーコーの論文の翻訳としては誤訳である。原語(omnes et singulatum)の意味は、「全員を、個別に」である。

2 「社会保障」と一括りに語るのには止めようではないか。「社会保障費」なるものの集計値を比較して日本が進んでいるとか遅れているとかいった愚にもつかない分類論・類型論など、もうどうでもよいではないか。何の発見的価値もない。社会的なものを擁護したいのなら、そこから始め直すべきである。

3 あるいは逆に、議会（政党）主義を肯定する（プチ）転向の弁明程度のために、ローザ・ルクセンブルクまでもが持ち出される！

4 その際、「日本型」消費税、剰余価値税、付加価値税の区別もつけられない（七八参照）。私人と法人の区別もなされない。まして、古典マルクス主義・社会民主主義の議論の一つであった間接税と直接税のバスターについても何

も考えられない。政界・財界以下の単なる増税論者なのである。本書に限らないが、何よりも呆れるのは、増税分がどこかにケーキのようにプールされて、それが切り分けられる仕方で再分配が遂行されるかのように国家財政・経済をみなす幼稚な表象が蔓延していることである。

こいずみ よしゆき 立命館大学